

(件名)

ネパール出入国時の検疫措置について (2022年1月21日発出)

(ポイント)

1月21日、ネパール入国管理局はネパール出入国時の新たな検疫措置等について記された「Travel Advisory」を発表しました。日本人に関係のある主な箇所は、以下のとおりです。

(本文)

1 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を完了した外国人に求められるビザ申請手続と必要書類

(1) アライバル・ビザの場合

入管規則に従いアライバル・ビザの資格を有する外国人は、入国時にビザ申請に必要とされる書類に加え、次の書類を提出することにより申請可。

- a. 入国日の14日前までにワクチン接種が完了したことを証明する文書
- b. 最初の出発国の出発前72時間以内に取得した陰性証明書
- c. 登山やトレッキングを行う場合、その許可書または関連書類の写し
- d. ホテルの予約確認書
- e. Arrival Formを印刷したもの

※Arrival Formは次のCCMC (Covid-19 Crisis Management Center) のリンク先から登録申請可能。

www.ccmc.gov.np

(2) ネパールの在外公館において事前にビザを取得する場合

ビザ申請時に上記1(1)の(a)、(c)及び(d)を提出する。また、入国時には同(b)及び(e)を提出する。

2 ワクチン接種が未完了の外国人に求められるビザ申請手続と必要書類

ワクチンを一度も接種していない若しくは2回の接種を完了していない、又は接種から14日が経過していない外国人は、ネパールの在外公館において事前にビザを取得しなければならない。その場合、ビザ申請時に上記1(1)の(c)及び(d)を提出する。また、入国時には(b)及び(e)を提出する。

3 各予防措置(検査、隔離、検疫管理)とネパール在留外国人の行動規範

(1) ワクチンを一度も接種していない若しくは2回の接種を完了していない、又は接種から14日が経過していない外国人、及びワクチン接種は完了しているが入国時に新型コロナウイルス感染症の症状が認められる外国人は、入国時

に抗原検査を受ける。その結果が陽性の場合、保健・人口省の定める強制隔離又は入院の対象となる。陰性の場合でもホテルにおいて5日間の隔離対象となる。

(2) 上記3(1)の抗原検査が(何らかの理由により)受けられない場合、ホテルにおいて抗原検査を受ける。その結果が陽性の場合、保健・人口省の定める強制隔離又は入院の対象となる。陰性の場合でもホテルにおいて5日間の隔離対象となる。

(3) 上記3(1)あるいは(2)に従ってホテルでの隔離となった外国人は、6日目の検査結果が陰性の場合に渡航目的の活動が許可される。

(4) 2回のワクチン接種が完了し、最後の接種から14日間が経過している外国人は、ホテルのチェックインから24時間以内に抗原検査を行い、その結果が陰性の場合に活動が許可される。その後は72時間毎に抗原検査を受ける。

(5) 検査や隔離の費用、及び保険を含むその他の費用は、本人の自己負担とする。

(6) 新型コロナウイルス感染症の症状や兆候のある在留外国人は、自己負担により検査を受け、強制隔離の対象となる。

4 ネパールに在留する外国人のための行動規範

ネパールに在留する外国人はマスクを着用し、公共の活動に参加する際はワクチンカードの提示が義務付けられる。外国人は、上記3の定めに従って、ネパール政府の公衆衛生規則や指示に従わなければならない。

ただし、2回のワクチン接種を完了していないことを理由に、当該外国人にビザが発給されない、あるいは出入国が禁止されることはない。

5 小児に関する特別規定

5歳未満の小児に対してはワクチン接種及び検査は求められない。5歳から18歳までの未成年者にはワクチン接種は義務付けられないが、その他の公衆衛生規則については成人と同じく遵守の対象となる。

6 陸路にてネパールに入国する外国人に関する規定

陸路にてネパールに入国する外国人(インド国民を除く)が、アライバル・ビザと入国許可を得るために必要となる書類は次のとおり。

(1) 上記1(1)の(a), (b), (c), (d)及び(e)

(2) 入国時の抗原検査における陰性証明書

(3) 入国時に抗原検査が(何らかの理由により)受けられない場合、ホテルにおいて抗原検査を受ける。その結果が陽性の場合、保健・人口省の定める強制

隔離又は入院の対象となる。陰性の場合はホテルにおいて5日間の隔離対象となる。

7 出国時の規定

ネパールを出国する者は以下の書類を提出しなければならない。

(1) 目的国の公衆衛生規則の要件を満たす陰性証明書とワクチン接種証明書、及び搭乗券の受領48時間以内に指定検査機関から発行されたRT-PCR検査の陰性証明書

(2) Departure Formを印刷したもの

※Departure Formは次のCCMCのリンク先から登録申請可能。

www.ccmc.gov.np

8 旅行会社、トレッキング会社、ホテル及び航空会社の義務と責任

(1) 旅行会社やトレッキング会社を通じてネパールに渡航する外国人に対し、本命令の要件に従わせることは、当該旅行会社及びトレッキング会社の責任となる。

(2) 外国人が上記規定に従わない場合、当該旅行会社、ホテル及びトレッキング会社は、ネパール警察又は担当当局に速やかに通報する。

(3) 航空会社は上記規定に従うことを義務付けられ、ネパール出入国の資格を有しない乗客の搭乗又はチェックインをさせてはならない。

9 罰則規定

当通告の上記規定に従わない者は、2020年感染症法及びその他の適用可能な法律に従い罰せられる。

10 過去の通告の廃止等

当通告は、入国管理局により発出され、これまでに発出されたすべての通告に置き換わる。

注：ナイジェリア、ガーナ、ジンバブエ、スワジランド、カメルーン、ソマリア、リベリア、エチオピア、イラク、パレスチナ、アフガニスタン及びシリア国民、並びに一時渡航文書及び緊急パスポートを所持する外国人は、ネパールの在外公館において事前に査証を取得しなければならない。